広陵町イメージキャラクター「かぐやちゃん」使用に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、広陵町イメージキャラクター「かぐやちゃん」の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、キャラクターとは、広陵町が定めたイメージキャラクター「かぐやちゃん」の基本デザイン（別図）及び町長が別に定めるその展開デザインをいう。

（キャラクターに関する権利）

第３条　キャラクターに関する一切の権利は、町に属する。

（キャラクターの使用）

第４条　キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、広陵町イメージキャラクター「かぐやちゃん」使用承認申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて町長に申請し、その承認を得なければならない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申請を要しない。

(1)　町の機関がその業務の目的で使用するとき。

(2)　学校等の教育機関が教育の目的で使用するとき。

(3)　報道機関（テレビ若しくはインターネットの番組又は新聞若しくは雑誌等の制作者をいう。）が、報道又は広報の目的で使用するとき。

（使用の承認基準）

第５条　町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、町の広報及びイメージの向上に資すると認めるときは、これを承認する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、承認しない。

(1) 広陵町の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき、又はそのおそれのあるとき。

(2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(4) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれのあるとき。

(5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれのあるとき。

(6) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第５号に規定する暴力団員であるとき。

(7) 申請者が町税等を滞納しているとき。

(8) その他、町長が使用について不適当と認めるとき。

２　町長は、前項の承認をするときは、広陵町イメージキャラクター「かぐやちゃん」使用承認決定通知書（様式第２号）により、承認しないときは、広陵町イメージキャラクター「かぐやちゃん」使用不承認決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

３　町長は、前項の承認をする場合において、必要な条件を付することができる。

（使用料）

第６条　キャラクター使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第７条　キャラクターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 使用の承認をされ目的及び用途にのみ使用し、町長が付した条件に従うこと。

(2) 使用者は、この使用の承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡、又は転貸しないこと。

(3) キャラクターの形又はキャラクターに使用されている色を著しく変更しないこと（単色により使用する場合を除く。）。

(4) キャラクターのイメージを損なう使用はしないこと。

(5) 商標登録の出願は行わないこと。

(6) 著作権者の表示及び使用承認番号（「© 2015 広陵町かぐやちゃん ○○○○ （○○○○には、町長が承認に当たり指定する番号を記載する。以下同じ。）」又は「© 2015 Koryo town Kaguyachan ○○○○」を承認を受けた対象物又は当該対象の包装物に表示すること。

(7) 承認に係る物品等が完成したときは、速やかに該当完成品を町長に提出すること。ただし、提出が困難である場合は、その写真をもってこれに代えることができる。

（承認内容の変更）

第８条　使用者は、承認された内容について変更しようとするとき、広陵町イメージキャラクター「かぐやちゃん」使用変更承認申請書（様式第４号）により町長に申請し、承認を受けなければならない。

２　町長は、前項の申請について、適当と認めるときは、広陵町イメージキャラクター「かぐやちゃん」使用変更承認決定通知書（様式第５号）により、使用者に通知するものとする。

（承認の取消し等）

第９条　町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

(1)　この要綱の規定に違反したとき。

(2)　偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めるとき。

２　前項の承認の取消しをしたときは、広陵町イメージキャラクター「かぐやちゃん」使用承認取消決定通知書（様式第６号）により通知するものとする。

３　第１項の規定により承認の取消しを受けた者は、利用対象物に使用承認取消しの日からキャラクターを使用することができない。

４　町長は、使用承認の取消しを受けた者に対し、使用承認を取消しを受けた対象物について回収等の措置を求めることができる。

５　町長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、一切の責任を負わない。

（賠償責任等）

第１０条　町長は、使用承認を行ったことに起因し利用者に生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

２　使用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、適切に処理を行うものとする。

３　使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しな

ければならない。

４　町長は、前２項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

（事務）

第１１条　この要綱に関する事務は、観光・地域振興担当課が行う。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

この要綱は、平成２８年１月１日から施行する。